

Hans Hoogervorst IASB 議長を迎えて

4月初旬に企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）の代表者による共同会議（第15回）に出席するため Hans Hoogervorst IASB 議長をはじめ、IASB の関係者が来日しました。来日に伴い開催した特別講演の講演要旨、第15回共同会議及びIASBの収益認識円卓会議の概要について掲載いたします。



ASBJ オープン・セミナー特別講演 「Hans Hoogervorst IASB 議長を迎えて」 47

1. IFRS Update
2. IASB のプロジェクトについて (1)
—— 作業計画、アジェンダ・コンサルテーション、金融商品、保険契約、投資企業 ——
3. IASB のプロジェクトについて (2)
—— 収益認識、リース ——

企業会計基準委員会と国際会計基準審議会との 第15回共同会議の概要 60

ASBJ研究員 おかもと たけひろ
岡本 健寛

IASB/FASB による改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」 に関する円卓会議の概要 72

ASBJ専門研究員 みやばやし あきひろ
宮林 明弘

ASBJ オープン・セミナー特別講演 「Hans Hoogervorst IASB 議長を 迎えて」

4月3日、Hans Hoogervorst IASB 議長、Stephen Cooper IASB 理事及び Henry Rees IASB アソシエイト・ディレクターを迎え、ASBJ オープン・セミナー特別講演「Hans Hoogervorst IASB 議長を迎えて」を、東京イイノホールで開催した。以下は講演の要旨である（講演は英語で行われたため、日本語表現は編集者の解釈である。）。

1

IFRS Update Hans Hoogervorst IASB 議長

<IASB と日本との関係>

本日このように大勢の方が来場したのは、国際財務報告基準（IFRS）に対する日本における関心の高さの表れであり喜ばしく思う。また、我々国際会計基準審議会（IASB）も、日本に対して非常に高い関心を持っている。昨年7月にIASBの議長に就任して以来、東京を訪問するのは今回で3回目であり、アジア訪問は5回目である。この地域には、アメリカを含めてほかの地域よりも高い頻度で訪れている。これは、IASBが本当の意味でのグローバルな会計基準設定機関になりつつあるということの証左であり、我々は、世界の隅々まで均等な形で会話をしていかななくてはならない。

日本からは、藤沼亜起、鳥崎憲明の両氏が国際財務報告基準財団（IFRS財団）のトラスティーであり、金融庁の河野正道審議官は、モニタリング・ボードの議長代行、鷲地隆継氏は、IASBの理事をそれぞれ務めている。

また、企業会計基準委員会（ASBJ）とも協力しており、金融庁とも密接に協力している。ASBJとの共同会議は年に2回開催し、その一環として昨日もミーティングを行ったところである。また、ASBJのスタッフがロンドンの我々IASBの本部において研究員として業務にあたっている。

アジア・オセアニア地域レベルにおいては、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）を通じて密接な協力関係を持っており、アジア・オセアニア地域の見解全体についていろいろとアクセスしている。AOSSGはまだ数年間の活動ではあるが、IASBに対してこの地域の意見を汲み上げる重要な貢献をしている。

本年10月、IASBはロンドン以外のオフィスを初めて東京にオープンするが、これはIASBがいかに日本に対してコミットを持っているかということの1つの証左であるとともに、日本がいかにIASBにコミットしているかということの証左であろう。こういった全体像を見ると、明らかに日本の利害と関心は私ども

IASBのあらゆる階層において代表されているといえるのではないか。IASBはこれからも日本の寄与を期待している。

<日本のIFRSへの貢献に対する期待>

グローバルな会計基準のエンドースメントは、時代の経過とともに進み、既にG20の3分の2はIFRSへの移行又は強制適用を決めている。米国及び日本においても、近々IFRS適用に関する重要な決定がなされる予定である。そもそも日本においては、既に特定の日本企業においてIFRSの任意適用が認められている。IFRSを日本において強制適用するかどうかの決定は、簡単に下すことができる決定ではないことは承知している。しかしながら、私は全面的にIFRSを導入することこそ、日本に利すると確信している。日本経済は国際志向の高い経済であり、日本国内において高齢化が進んでいるという中で、日本企業はますます海外に成長の源泉を模索しているからである。

資本調達について、現状では日本国内だけで十分調達できているかもしれない。しかしながら、将来どうなるかは分からない。日本の貿易黒字が縮小すると、海外に資本調達源を求めなくてはならない状況に陥ることも考えられる。海外では、ますますIFRS化が進んでいる。会計の言語で日本企業が国際目的に使っている言語であった米国会計基準は、世界基準としての未来を持ち合わせていない。日本はIFRSを選ぶことは自然なことだと思う。

また、個人的にも日本からのインプットがさらに拡大することを望んでいる。なぜなら、品質に対するこだわりというのがあらゆる側面で日本において見られるからである。ASBJからコメントが発出されるたびに非常に品質に対するこだわりを感じている。すべてのペーパーは正確に書かれており、内容についてすべて同意するわけではないが、少なくとも何について私自身が

違う考え方を持つかということ、出されたコメントを読めばはっきりとする。それは会計の世界において素晴らしいことではないかと思う。

<IASBの今後の方向性(アジェンダ・コンサルテーション)>

IASBは米国財務会計基準審議会(FASB)とのコンバージェンス・プログラムの最終段階に近づいている。10年前から両審議会は道筋を定め、その間にすばらしい進捗が遂げられている。あと4つコンバージェンスのプロジェクト(リース、収益認識、金融商品、保険契約)が残っているのみである。私はこれらのプロジェクトについては、相対的に短期間で完了できていると思っている。もちろん、会計において短期という表現を使っても相対的に長くなり得るということではあるが。米国証券取引委員会(SEC)が米国においてIFRSを適用するかということを早く決定すれば、コンバージェンスの作業も加速することになる。

それでは、今後数年間IASBにおいて何を重点的に優先課題として取り組むか、限りある資源をどのように配分していくのかということについて話したいと思う。過去1年間、IASBもIFRS財団トラステイーも真剣にこの問題について考えてきた。IFRS財団は最近戦略レビューを終了しているが、IASBでもアジェンダ・コンサルテーションを間もなく終了させる段階に入っている。本日は、そのコンサルテーションの結果がどうなるであろうかという推測について話したいと思う。

昨年秋にコンサルテーションドキュメントを発出し、意見を求めたところ、IASBの将来のアジェンダについて、フィードバックを多数集めることができた。その中で共通のテーマとして安定期が欲しいというのが一番声高に聞こえてきている。しかしながら安定期を実現するのは難しいところがあり、特に日本からの意見を読

むと変更に対する要請が多く、これにすべて応えれば安定期を望むのは難しいと思う。

10年前にIFRSを使っていた国は少数であったが、今では100か国以上になっている。それと同時に近年、多くのIFRSの基準が書き換えられている。つまり、未曾有の変更の時期が10年間、企業にとっては続いたということになる。世界中の人々がもうそろそろ落ち着いた時期をゆっくりとしたいという気持ちを持つのは当然のことであろう。

そこでIASBの将来の作業を決めるに当たっては、最重要課題だけで本当に変更が必要な分野だけを取捨選択しなくてはならないと考えている。直さなくてはならない場所は直すけれども、それ以上のことについては手を入れないということである。そうすると、コンバージェンスが終了した後の作業計画がどうなっていくかということ、当然、アジェンダ・コンサルテーションのフィードバックから得たものとなる。

<アジェンダ・コンサルテーションにおいて取り上げて欲しいとの声が高いテーマ>

① 概念フレームワーク

まず、概念フレームワークの改訂について早く終えて欲しいという要望が世界中から寄せられている。概念フレームワークは、IASBの意思決定についての参照規準であり、選択がはっきりとしていない時は、概念フレームワークに依拠することによって一貫性のある基準に対する意思決定が担保されている。しかしながら、現状では、例えば測定など一部の分野については、決して完璧とはいえない状態で放置されている。測定というのは最も判断の余地が残る難しい問題であり、政治問題化しやすい分野の1つである。概念フレームワークの改訂については、私の最初の議長任期中に終了させたいと思っており、それは実現可能と考えている。



② 開示負担の見直し

2点目に市場関係者は開示の負担が余りに過剰であり、これを見直して欲しいということである。それは財務報告だけの側面ではない。企業の事業活動が過去数十年で複雑化してきたということもあり、会計が難しく複雑化している。会計報告というのは、その複雑さを隠すのではなく、それを詳らかにするのが任務である。開示される情報すべてが投資家にとって必ずしも有用な情報として常に提供されているわけではないが、投資家は本当に何が起きているか知りたいものである。それを実現するためには、作成者、規制当局、そして基準設定機関が一緒になって取り組まなくてはならない。

実は、先日行われたIFRS-AC (IFRS 諮問会議)において、この問題について驚くべき総意形成がなされた。それは、この問題は簡単には結論は出ないだろうということである。つまり、投資家にとって望むところ、あるいは作成者にとって望むところが違うということであり、子供からおもちゃを取り除くか、奪うかということになってしまうだろうということである。ただし、中小の上場企業に関しては特に開



示の負担が過剰であるという要望は十分理解できるので、応分以上の負担を強いられているということに対応することは考えていきたいと思っている。

③ その他の包括利益 (OCI) の取扱い

次のテーマは、多くの日本の市場関係者の関心の高いテーマである。それはその他の包括利益 (OCI) についてどうするかということを決めようということである。世界中の人たち、特に日本の関係者が最も明確にして欲しいと要望しているテーマである。OCI の意味は何か、何を構成要素として含めるか、それが純損益とどう関係してくるのか、リサイクリングを許すべきか。イエスという声高な回答が常に日本では聞こえてくる。私としては、その議論の中でいくつかの矛盾が見えてきている。つまり、純損益を一番使う人たち、一番重視している人たちはいろいろなものを OCI に入れたいということである。今の時点でこれからの審議の結論がどうなるかは予断を許さない。

この時点でいえることは、純損益及び OCI についての議論の混乱を見ると、非生産的ではな

いかということである。個人的には、OCI というのは余り有用な数字ではなく、注釈の方に入れたほうがいいのではないかと思う時がある。ただし、OCI の確実性が純損益よりも低いということは事実であるが、OCI に意味がないということではない。特に金融機関においては、バランスシートが巨大であり、OCI というのは有用情報を含むことがある。OCI はバランスシートの質について唆唆を提供している。投資家にとってはどのような利益、あるいは損失がバランスシートの中に含まれているかということを知ることが重要であり、まだ実現化されていない場合でも同様である。OCI は資産と負債の間の期間ミスマッチについてシグナルを送り、金利変動に関するシグナルにもなる。

また、利益だけではなくバランスシートのボラティリティをコントロールすることは金融機関の経営陣の主たる任務の1つであり、OCI は場合によっては極めて重要な業績指標ともなり得る。

明確な概念的な定義を OCI について提供するというに加えて、リサイクリングという物議を醸している問題に対応しなくてはならない。世界を見るとリサイクリングに賛成する支持者はたくさん存在する。OCI においては、純損益の総額が最終的にはキャッシュ・フローの総額と同一になるということで、これが日本における大きな論点となっており、その主張は非常にパワフルで決して軽視してはならないと思っている。

確かに IASB はこれまでリサイクリングについて熱心ではなかったことは事実である。我々がなぜためらいを持っているか、主な理由の1つは利益操作の可能性があげられる。利益が下がった場合に利得を乗せる可能性があるかもしれないし、逆に利益を平準化したい時に損失を使う可能性がある。利益操作の可能性があるので、リサイクリングが容認されている地域

においては、投資家はしばしば損益をリサイクリング前の数字で要求している。

大変興味深い、そして激しい論争がこの分野では数年続くと思っている。どのような決着になるのか楽しみである。なぜかという、それほど興味深い内容だからである。明確な回答は存在しておらず、選択しなければならない。この議論に皆さんの意見、インプットを必要としている。もし、よりしっかりとした OCI の理論と根拠を確立することができれば、業績指標として投資家にとって前よりも役に立つことになると思う。

このような概念の枠組みの議論が、OCI だけではなく、より小さなプロジェクトでも行われると思う。例えば農業の会計基準、企業結合で共通支配下のもの、場合によってはインフレ連動基準の改訂があるかもしれない。料金規制業界なども議論の対象になる可能性がある。

<最後に>

取り上げるべきアジェンダを考えるには、どこかで線引きと選択をしなければならない。その際には、ここ数年間の経験を学ぶ必要がある。余りにもたくさんを一度にやりすぎる弊害を忘れてはならない。しかしながら、ただ単に過去3年間ほど頑張ってきた分野を脇に置いてしまうことも、もったいないかもしれない。外貨換算、あるいは無形資産等、今までの努力を無にしてはならない。

そのために IASB では、新しいリサーチ方法を導入することになっている。これについては、テクニカルディレクターの Alan Teixeira が主導していくことになる。リサーチフェーズを活用し、これがインキュベーターとなって、プロジェクトとして成立するかしっかり考えてから IASB の作業計画の候補とすることになる。

もちろんリサーチのために IFRS 大学のようなものを設けるつもりはない。そうではなく、

他の会計基準設定主体と協力してリサーチを行い、その結果を皆さんに報告していこうと考えている。他の会計基準設定主体、特に日本の ASBJ やアジア・オセアニア地域の会計基準設定主体にも私どものアジェンダの下でリサーチをお願いしたいと思っている。例えば ASBJ に対して非常に重要で難しいリサーチをお願いするかもしれない。こうしたお願いをすることによって、各国の、あるいは業界の視点をよりよく理解し、より早い段階で皆さんの考えを理解することができるようになると思う。

さらに、そうすることにより開発期間を短縮できると思っている。プロジェクトが作業計画に乗ってきた場合にも開発を加速することが可能である。リサーチ段階をワークストリームで導入し、他の会計基準設定主体にそれを委託し、我々の作業計画のパラメーターのもとで行うことは、他の組織との関係、例えば ASBJ との関係をより公式化し、強くすることに資すると考えている。

我々の前には大変重要な作業が存在している。日本の支援と支持が必要である。何よりも我々は日本の完全なる IFRS への参加を求めている。

2 作業計画、アジェンダ・コンサルテーション、金融商品、保険契約、投資企業
Stephen Cooper IASB 理事

<現在の作業計画>

IASB の作業計画は、活動中のプロジェクト状況を示しているが、タイミングは確定的ではない。審議中に新たな事項が発生したり、以前決定したアプローチを変更することもあるので、事前の正確なスケジュールの決定は難しい。

<アジェンダ・コンサルテーション>

① 関係者からのフィードバック

アジェンダ・コンサルテーションは非常に重要な作業であり、アウトリーチも徹底的に実施している。最も重要なことは、投資家からの情報入手であり、他の専門的テーマよりも多くのフィードバックを投資家から得ている。投資家は特に、開示、業績報告、OCIなど、財務報告の将来の方向性に大変強い関心を持っている。

投資家を含め多くの関係者からフィードバックを得たが、主に注目されていたのは、現在の4つの優先プロジェクト（収益認識、リース、金融商品、保険契約）と、概念フレームワークの完了である。

OCIのリサイクリングについては、昨日もASBJとの共同会議で興味深い議論を行ったが、「常にリサイクルすべき」、「決してリサイクルすべきでない」との円卓で表明された意見に対して、私の意見は「時においてはリサイクルが必要」であった。これについて合意を達成するのはなかなか困難な状況である。

② 今後の進め方等

これまで、ヨーロッパをはじめ多くの国々によるIFRSの採用、FASBとのコンバージェンス、金融危機など、IASBが対応せざるを得ない状況が存在した。しかし、今後の基準開発には十分なりサーチを行うなど、もう少し時間をかけた検討を行いたい。ASBJをはじめ各国基準設定主体のリソースも十分に活用して、検討を必要とする証拠を明らかにし、将来のプロジェクトを決定していく。

フィードバック・ステートメントを2012年第2四半期に公表予定である。性急に事を進める予定はなく、ニーズを見極めながら行う。概念フレームワーク、開示フレームワーク、OCIについては、作業対象になると確信するが、それ以外は今後、決定予定である。

<金融商品：減損>

① プロジェクトの背景

不必要に複雑であるIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の減損モデルを簡素化し、償却原価で測定されるすべての金融資産に単一の減損モデルを設けることがプロジェクトの目標である。

2009年11月に公表した公開草案(ED)は、予想キャッシュ・フローにフォーカスし、実効金利に当初の予想信用損失を反映させるものであった。減損損失がタイムリーに認識されないという従来の発生損失モデルの問題を解決するものであったが、残念ながらオペレーション上の難点が判明した。

FASBは、金融危機の際の「too little, too late」という批判を踏まえ、初日に完全な引当を行うという、早めの引当によりフォーカスした提案を行ったが、IASBはこの提案に賛同しなかった。

G20からは、IASBとFASBで意見を一致すべきというプレッシャーがあり、2011年1月に共同で補足文書を公表した。しかし、両者のアプローチのいずれか高い金額を引き当てるという提案は、全く論理的ではないと批判を受け、現在、再検討中である。

② 「3バケット」アプローチ

引当を状況に応じて変える「3バケット」アプローチの審議を継続中で、改訂案を間もなく公表する予定である。以下、「3バケット」アプローチを簡単に紹介する（次頁の図表1参照）。

【バケット1】

優良資産であり信用損失の証拠は発生していないが、その証拠がない場合も引当を求める。個別資産としては識別されていないかもしれないが、ポートフォリオの中で内在的に信用損失が起る可能性はある。IBNR (incurred but

not reported：既発生未報告）であり、IAS 第 39 号でも活用されているが、実務に多様性がある。原則ベースではないかもしれないが、少なくとも標準化を図りたい。バケット1の減損測定は今後12か月の予想損失に基づくことを検討中である。

【バケット2及び3】

実際に信用の質が悪化した資産は、全期間の予想損失を引当計上する。現行では、トリガーの発生まで損失発生の証拠を待たざるを得ないが、証拠を待つ要件をなくそうとしている。

現行との最も大きな変更は、引当を早く積み、「too little, to late」の批判を取り除くことである。経済状況の悪化が判明した場合や信用の質が悪化した場合には、イベント（デフォルト）が発生するまで待つ必要はなく、信用損失が予測されれば、引当が必要となる。

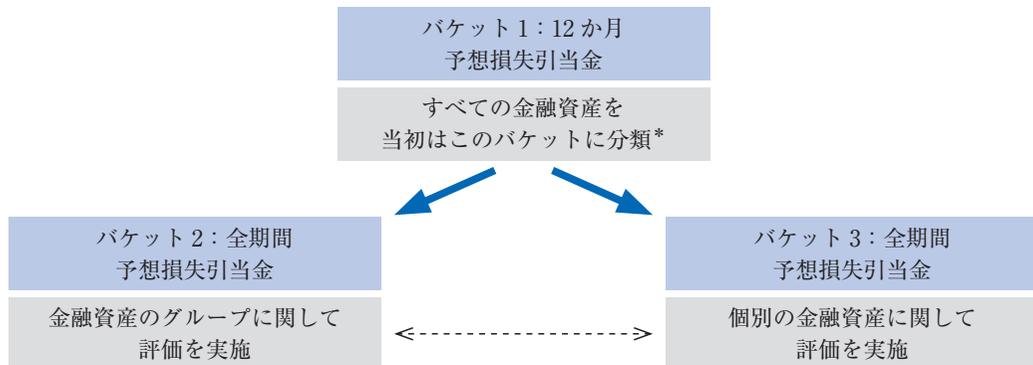
【バケット間の移転】

いつ引き当てるかを見極める、つまり、バ



ケット1から2又は3に移転させるのはいつか、という問題がある。バケット1から移転される場合の2つの規準（図表1参照）と、これを説明するガイダンスも検討中である。

（図表1 「3バケット」アプローチ）



バケット1*から移転される場合：

1. 当初認識後に重要でないとはいえない信用の質の悪化があり、かつ
2. デフォルトの可能性が、少なくとも契約上のキャッシュ・フローの全部又は一部が回収されないことが合理的に起こり得るほどのものである

完全に対称なモデル*

*購入した信用減損資産を除く

<金融商品：ヘッジ会計>

一般ヘッジとマクロヘッジの2つのモデルを検討中である。

① 一般ヘッジ会計

IAS 第39号の規定は実際のビジネスのリスク管理活動を反映していないという批判を踏まえ、企業のリスク管理活動を財務諸表に反映できるように改善を図る。

ヘッジの有効性判定では、現行の「80%-125%ルール」を撤廃する。非金融商品についてもリスク要素ごとのヘッジを可能とすることも大きな変更点である。

現在、レビュー・ドラフトの起草中であり、作業完了後に公表予定。最終基準化は2012年中に行いたい。

② マクロヘッジ会計

本プロジェクトにはASBJスタッフが参画し、IASBのチームとともに作業中である。ASBJの支援に感謝している。

リスクポジションをオープン・ポートフォリオでどのように評価するかが鍵である。現在、



ボード会議では教育セッションを継続的に実施中。決定事項はないが、検討の方向性は正しいと考えている。

決定ではないが、個人的には、最初にディスカッション・ペーパーを公表することになると思う。2012年後半の公表が目標。幅広くアウトリーチも行う予定であり、皆様も参加いただく機会があると思う。

<金融商品：資産と負債の相殺>

プロジェクトは完了したが、FASBとのコンバージェンスは達成できなかった。

資産と負債の相殺は銀行セクターで特に問題となる。ある取引先との間で同一のデリバティブ資産と負債がある場合、財政状態計算書上、相殺して純額ベースで報告するか、総額ベースで報告するかという論点である。デリバティブ活動の規模により財政状態計算書上の資産と負債の総額に大きく影響する。

デリバティブポジション等に関して、IAS第32号「金融商品：表示」よりも、米国会計基準の方が相殺表示の範囲が広く、コンバージェンスを目指してFASBと共同でEDを公表した。EDの提案は、IAS第32号に近い内容であったが、その後の再審議を経て、FASBは現在の米国会計基準を維持する立場に戻ってしまった。

財政状態計算書における表示のコンバージェンスはできなかったが、相殺要件の違いから生じる両者の差異を明らかにするために開示を改善した。当初の目的は達成できなかったが、大きな進歩である。

<金融商品：分類及び測定>

① プロジェクトの背景

分類及び測定の基準はIFRS第9号「金融商品」として既に公表済みであり、一部の企業が適用している。昨年、強制発効日を2015年1

月1日まで延期したが、これは、減損やヘッジ会計等の他プロジェクトの基準開発に想定より時間を要していることが原因である。

また、昨年後半には、IFRS第9号の限定的な修正を検討する旨を決定し、これを検討中である。

② 限定的な修正

限定的な修正を検討する理由は3つある。1つ目は「適用上の問題」。実際に適用した人々からのフィードバックを踏まえ、償却原価測定などに適格となる契約キャッシュ・フロー特性の要件の明確化を図る予定である。

2つ目の理由は、「FASBとのコンバージェンス」。G20等からもコンバージェンスに向けて努力するよういわれており、極めて重要な点と認識している。FASBのモデルとの主な相違点は、金融資産の分離処理の有無と、ビジネスモデルの要件である。IASBとFASBは、第3のビジネスモデルを設けるかどうか議論しているが、IFRS第9号の重要な変更になるため、慎重に検討すべき事項である。

第3のビジネスモデルは、限定的な修正を検討する3つ目の理由である「保険契約プロジェクトとの関係」に深く関わる。保険契約プロジェクトで提案している新しい会計モデルに対して関係者が懸念している当期純利益のボラティリティの論点にも影響する。

<保険契約>

① プロジェクトの背景

現行のIFRS第4号「保険契約」は、複数のアプローチを許容しすぎているため、例えば、ヨーロッパの保険会社間の財務報告に比較可能性がないという批判もある。グローバルなレベルで比較可能性を改善する必要がある。

これはFASBとの共同プロジェクトであるが、重要な論点について異なる見解を有してお

り、相違を解決する必要がある。

② OCI利用の検討

今後、審議すべき事項の1つがOCIである。我々は、保険負債を現在の見積りを使って毎期再測定することを提案している。これに対して多くの保険会社から、割引率の変動により生じる保険負債の変動の影響をOCIに反映すべきであるという意見が出されている。同時に、負債性金融商品の変動をOCIに反映させる考え方も提起されているが、これは、金融商品の分類及び測定に関連している。

個人的には、これらの取扱いにより情報の有用性が確保できるのか疑問を持っている。

投資家は、保険会社の財務報告はブラックボックスであると批判しているが、何が保険業界で起きているのかが財務報告で分かるように透明性を高める必要がある。OCIの利用については慎重に検討を進めなければならない。

<投資企業>

連結に関する原則の限定的な修正を提案している。IFRS第10号「連結財務諸表」では、投資先を支配していれば連結するのが原則である。これについて、2011年8月にEDを公表し、ベンチャーキャピタル・ファンドやミューチュアル・ファンドなどが特定の状況（すなわち、投資企業の要件を満たす状況）にある場合には、そうしたファンドの投資先を連結ではなく公正価値で測定するという例外を提案した。

FASBとの共同プロジェクトだが、投資企業の親会社が、投資企業における投資先の会計処理（連結ではなく公正価値による測定）を引き継ぐこと（いわゆるロール・アップ）に関して意見が相違している。IASBはロール・アップを認めておらず、FASBは認めている。

EDのコメント期間が2012年1月に終了し、現在、コメントレーターを分析中であるが、間も

なく審議を再開する予定である。

3 収益認識、リース Henry Rees IASB アソシエート・ ディレクター

<収益認識>

① プロジェクトの背景

収益基準を改善した上で、全世界で使用できる単一の原則ベースの収益基準の開発を目指している。

② 再公開草案の概要

前回の公開草案から支配の移転に基づくモデルの変更はなく、解釈と適用が整合的になるよう明瞭化・簡素化した。以下、再公開草案の提案について、変更点を中心に紹介する。

【ステップ1：契約の識別】

契約変更により別個の履行義務が識別されなければ、累積的キャッチアップの方法で会計処理をするように変更。

【ステップ2：別個の履行義務の識別】

適切なレベルで別個の履行義務を識別するために、以下の原則を提案。

財やサービスからの便益を単独で、又は顧客にとって容易に入手可能な他の資源と一緒にして享受できる場合には、区別できるため、別個の履行義務となる。容易に入手可能とは、合理的に市場から調達ができるかである。

ただし、例えば住宅建設では、設計、資材搬入、据付等の各インプットは区別できるが、企業はそれらを統合することで顧客が求めていた完成した住宅を提供することとなる。そのような各インプットに高い相互関連性がある場合は、全体が単一の履行義務となる。

【ステップ3：取引価格の算定】

信用リスクについては再公開草案では、取引価格に反映しないこととしたが、回収不能額は重要な情報で、収益との相関関係が重要である

ため、その影響額を収益に隣接表示することを提案。

変動対価の見積りでは、最も可能性が高い金額の使用を認め、期待値といずれかより適切に対価の金額を表す金額を用いることとした。さらに、貨幣の時間価値は契約にとって重要性があれば取引価格に反映することを明確化した。

【ステップ4：取引価格の配分】

対価の変動が契約中の1つの履行義務にのみ関係する場合には、当該履行義務に配分することが適切な場合があるという変更を追加。

【ステップ5：収益の認識】

ここではガイダンスを2つに分けた。一方は一定の期間にわたり充足される履行義務で、他方は一時点で充足される履行義務である。企業はまず、前者に該当するかどうかを判断し（次頁の図表2左）、該当しなければ後者となる（次頁の図表2右）。

一定期間にわたり充足される履行義務の識別について、実務的に支配原則を適用できるように、財やサービスの移転の判断のために新しい要件を提案した。それが35項(b)の要件（次頁の図表3）である。

• 35項(b)本文

この要件は、実質的に契約の下で他の顧客に転用できない場合が該当する。つまり、一部の工事契約のように、他の顧客に転用できないか、転用のためにコストをかけてやり直しが必要な場合である。

その上で、以下の3要件の少なくとも1つに該当するかを検討する。

• 35項(b)(i)

この要件の該当例は情報処理サービス契約である。企業がある情報処理サービスを提供するとき、転用できる資産は創出されていないが、履行につれて顧客は便益を得る。

• 35項(b)(ii)

この要件の例は輸送サービスである。企業

(図表 2)

| | |
|---|--|
| <p>一定期間にわたり充足される履行義務 次のいずれかの場合には、一定の期間にわたり充足される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業の履行により、資産（例えば、仕掛品）が創出されるか又は増価し、当該資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配する。又は • 35 項(b)の要件に該当している。 <p>履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定することにより、収益を認識する。</p> | <p>一時点で充足される履行義務 他のすべての履行義務は、約束した資産に対する支配を顧客が獲得した時に、一時点で収益を認識する。 支配の指標には次のものが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 支払に対する現在の権利 • 法的所有権 • 物理的占有 • 所有に伴うリスクと経済価値 • 顧客の検収 |
|---|--|

(図表 3)

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 履行義務は、次の両方を同時に満たす場合には、一定の期間にわたり充足される。 <ul style="list-style-type: none"> — 企業の履行により、企業が他に転用できる資産が創出されない。(35 項(b)) — 次の 3 つの要件のうち少なくとも 1 つに該当する。 — 企業の履行につれて、顧客が便益を得る。(35 項(b)(i)) — 他の企業は、現在までに完了した作業をやり直す必要がない。(他の企業は、仕掛品に対する便益を有さない。)(35 項(b)(ii)) — 企業が、現在までに完了した作業について支払を受ける権利を有している。(35 項(b)(iii)) |
|---|

が顧客の財をある場所から別の場所に運ぶ契約を締結する。その企業が途中まで輸送後、仮に別の企業がそこから仕向地まで輸送すると想定すると、その別の企業は残りを履行すれば足り、積地から再度輸送する必要はない。この場合にはこの要件が満たされる。

- 35 項(b)(iii)
この要件では、企業が現在までの履行に対して補償を受ける権利があるかどうかを検討する。補償は企業のコストに加え、現在までの履行に対するある程度の利益を含む必要がある。

(合理的に確実)

取引価格が変動する場合、認識する収益金額を制限する必要がある場合がある。合理的に確実という要件は、定性的な点を強調している。対価の見積りに際して企業が十分な過去の経験を有するかで判断する。

【開示その他】

顧客との契約に関する情報や、用いた判断に関する情報という定性的な開示と、収益の分解や、契約残高の調整表等の定量的な開示を提案。

他に、契約コスト、ライセンス、製品保証等





のガイダンスが含まれている。

③ 今後の進め方

再審議は年内終了を予想。最終基準の文言は、慎重に考える必要があり、おそらく来年公表になる。発効日は、2015年1月1日より早くならない。

<リース>

① プロジェクトの背景

現行のリース会計は、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとで会計処理が大きく異なり、その境界が恣意的であるため、利用者のニーズに合致していないと考えられている。リースプロジェクトは、その問題に対処するためのものである。

② 使用権モデル

リースプロジェクトでは使用権モデルを提案している。使用権モデルでは、貸手がリース資産（原資産）の使用権をリース開始時に借手に移転する取引と考える。

③ 借手の会計処理

（2010年公開草案の提案）

借手はリース開始時に、財政状態計算書で使用権資産とリース債務を認識する。リース債務を将来リース料の割引現在価値で測定し、使用権資産も同額で測定する。その後は、リース債務を実効金利法で償却し、使用権資産も規則的な方法により償却する。

（提案に対するフィードバック）

使用権モデルの考え方をとり、リース債務をオンバランスしていくという提案の骨格部分は全体的に支持があった。一方、更新オプションや変動リース料など、いくつかの論点でこのモデルの適用が複雑であるとの意見が多く寄せられた。

（再審議における検討状況）

寄せられた意見に対処するため、各論点について、以下のような対応を行ってきた。

● 更新オプション

オプションを行使する重大な経済的インセンティブが借手にある場合にのみオプションを考慮してリース期間を決定することとした。

● 変動リース料

業績や使用量に基づく変動リース料は、実質的に固定リース料といえる場合以外は、リース債務の算定で考慮は不要とした。

● 短期リース

リース期間（オプション期間を含む）が12か月以内の場合には、簡便法として、現在のオペレーティング・リースの会計処理をできることとした。

上記の他、多くの意見が寄せられていたものとして、借手の損益認識パターンの問題がある。リース債務を実効金利法で算定する結果、定額処理と比べて当初に多額の費用認識となるが、定額処理を望む意見が多くあったことに懸念が示された。現在、これに対処するため、使

用権資産の事後測定に焦点を当て、いくつか代替案を提示し検討中である。

④ 貸手の会計処理

現在までの議論では、貸手はリース開始時に、原資産のうちの借手に移転した部分の認識を中止することになる。したがって、貸手の帳簿にはリース料受取債権と残存資産が認識される。両資産から利息収入を認識することになる。このモデルは短期リースと投資不動産のリース以外のすべてのリースに適用される。

⑤ リースの定義

財政状態計算書上でリースを資産・負債として認識する場合、リースとサービス契約の区別

が重要になるため、リースの定義を「資産（原資産）を使用する権利が、対価と交換に、一定期間にわたり移転される契約」とし、この定義に合致するためには、特定可能な資産がなくてはならないことにした。

⑥ 今後の進め方等

過去1年間、集中的にこのプロジェクトを進めてきた。かなりの改訂を行っていることから、再公開草案を公表する決定を行った。検討中の大きな論点の1つが借手の会計処理である。2月に暫定決定を行い、現在、関係者と議論中であり、今下半期に改訂公開草案を公表したい。

この講演については、FASB ホームページにて、2012年7月31日まで配信しております（会員限定）。是非、あわせてご覧ください。